議会運営委員会行政調査報告から

【さいたま市】

議会改革について

- 1. 政策条例の策定に関するプロジェクト会議について
- (1) 会議の設置,検討テーマ,構成等

1	設置	議会の政策提言機能の強化を図る観点から、議員個々の権能を結集し、会派等を超えて、より実効性の高い政策条例制定の実現に向けた検討を行うため設置(任意組織) ※平成29年6月23日の各派代表者会議において1会派から検討テーマについて提案があり、6月29日付で会議設置
2	検討テーマ	自転車の安全な利用等に関し必要な事項を定めることにより、自転車を活用 したまちづくりの推進に資することを目的とした条例の制定について検討す る。
3	構成	・会長(副議長)及び各会派から選出された委員14人の計15人で構成 ※委員の選出基準: 会派を構成する議員数が15人を超える会派 → 4人 10人以上15人以下の会派 → 3人 10人未満の会派 → 2人 ※委員の会派内訳:民進改革4人,自民党3人,公明党3人,自民党真政2人,共産党2人 ・無所属議員はオブザーバーとして会議に参加できる。 会議で意見を述べることはできるが,議決には加われない。
4	任期	会長及び委員の任期は、政策条例の制定に向けた検討結果を議長に報告したときまでとする。
⑤	その他	任意の組織であるため、費用弁償等は支給されない。

(2) 会議の運営について

① 運営	 ・会議は会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 ・会議の議事を決するに当たり、会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。ただし、全員の同意を得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。 ・必要に応じて、委員以外(執行部等)の出席を求めている。
② 理事会	・会派間の意見調整及び協議を行うため、会議に理事会を置く。 ・理事会は、会長及び各会派がその委員から1人ずつ選出した理事により構成する。 ・無所属議員もオブザーバーとして参加できる。
③ 公開	・会議は原則、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは会議に諮って公開しないことができる。・会議の傍聴を認めている。(定員5人まで)・会議の概要、会議結果、会議資料はホームページで公開している。

(3) 協議回数,協議状況

今回のテーマにおいては、全21回にわたって協議が行われた。

□	会議開催日	協議内容
1	H29. 7.10	①会議の運営に関する申し合わせの決定 ②今後のスケジュールを確認
2	H29. 7.24	①自転車に係る主な交通ルール,自転車の安全利用等に係る他都市条例を確認 ②同市における自転車施策の現状について執行部から報告
3	H29. 8. 3	①自転車条例に対するイメージ・必要項目を各委員・会派で共有 ②外部講師を招き、議員の政策立案・条例制定について講義を受ける
4 ~ 7	H29. 8.24, 9.8, 9.25, 10.27	①条例素案作成に当たっての留意事項等を事務局から説明、意見集約
8	H29. 11. 24	①条例素案を提示 (会議後,事務局から各会派に対し素案についての意見聴取)
9 ~ 12	H29. 12. 20, H30. 1. 22, 2. 15, 3. 5	①条例素案の条文検討,条例(たたき台)の決定 ②条例素案について,執行部及び外部関係者(埼玉県警察本部,埼玉県防犯・ 交通安全課,埼玉県教育局保健体育課)から意見聴取
13	H30. 3.16	①条例素案の決定 ②パブリックコメントの実施,小・中・高校生へのアンケート調査実施を承認
14	H30. 4. 5	①パブリックコメント手続の詳細を決定(4.16~5.7で実施)
15	H30. 5.10	①条例素案に対する市民意見への対応について協議 ②小・中・高校生へのアンケート調査結果について協議
16	H30. 5.15	①さいたま市PTA協議会との意見交換を実施
17~ 19	H30. 5.28, 6.1, 6.5	①条例素案の修正について協議 ②1会派から常任委員会協議会で意見を聞くべきとの提案があったことを受け、 全員協議会で説明後、文教・市民生活・まちづくりの各委員会の協議会で執 行部から参考意見を聴取
20	H30. 6.22	①常任委員会からの意見を報告,対応について協議
21	H30. 6.26	①条例素案の修正について協議 ②条例案を議員提出議案として提出することを仮決定 (1会派が態度保留→後日,修正案に合意するとの連絡あり) ③条例素案の公表に伴い寄せられた意見への対応の仮決定
_	H30. 6.29	議員提出議案として提出,委員会付託を省略 (会長及び各会派の代表5人が提出者,その他の委員9人が賛成者となっている。) 本会議において,賛成多数で可決(H30.7.6条例公布,H31.4.1施行予定)

(4) これまでの実績

同会議で協議して制定した政策的条例は今回で2例目である。

前回は「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年7月3日条例第44号)」を制定。 (同会議は各条例の制定をもって解散しており、会議としての継続性はない。)

(5) 同会議を設置した効果

- ① 同会議で検討を進める中で、今回のテーマを提案した会派とは別の会派から提案された取り組み(小・中・高校生への自転車利用に関するアンケート調査の実施、市PTA協議会からの意見聴取など)を行い、会派を超えてより実効性の高い条例制定に向けた検討を行えた。
- ② 委員から出された意見を踏まえた条文を条例本文に加えており (第21条~第25条),議会の政策提言機能の強化が図られた。

【参考】さいたま市自転車のまちづくり推進条例(抜粋)

(サイクリング等に親しむための基盤の整備)

第21条 市は、サイクリング又はスポーツとして行うレクリエーション活動としての自転車の利用(以下この条において「サイクリング等」という。)を促進するため、走行ルート、案内表示、サポート施設(サイクリング等を行う者が自転車の整備又は休憩をすることができる施設をいう。)その他のサイクリング等に親しむための基盤の整備に努めるものとする。(自転車の駐車対策の推進)

第22条 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車のための施設(以下この条に おいて「自転車駐車場」という。)の設置に努めるとともに、事業者による自転車駐車場の 設置その他の自転車の駐車場所の確保に向けた取組の支援に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に伴い自転車の駐車需要を生じさせる場合には、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路を通行する者の妨げとならないよう自転車の駐車場所の確保及び自転車駐車場の利用の啓発に努めるものとする。
- 3 市は、自転車の駐車需要が著しく増大している地域又は自転車の駐車需要の増大が相当程度見込まれる地域においては、道路上の自転車駐車場の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(災害時における自転車の有効活用)

第23条 市は、自転車が有する機動性を生かし、災害時における自転車の有効活用を推進する ために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自転車を活用した国際交流等の推進)

第24条 市は、諸外国における自転車のまちづくりに関する先進的な取組の調査研究を行うとともに、自転車のまちづくりに関する施策についての諸外国との情報交換、自転車の譲与その他の自転車を活用した国際的な交流及び貢献を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(推進組織)

- 第25条 市は,第3条に定める基本理念の実現を図るため,市,自転車に関連する事業者,公 共交通に関する事業者,交通安全団体等が相互に連携して自転車のまちづくりを総合的かつ 計画的に推進するための組織を置くことができる。
- ③ 同市においては、自転車に関する施策を市民局、建設局、教育委員会など複数部局が所管している。このような分野の条例を執行部で制定するには、部局横断的な取組みが必要となるが、議会として執行部にこれを促したという意味において、同会議の果たした役割は大きい。

(6) 今後の課題

1	検討テーマ の選定	・今回は事前にテーマが決まっている中で、各会派から委員を選出してもらったが、テーマに対する各委員の意識に濃淡があったようである。 ・一方、空き家等の適正管理に関する条例を制定した際には、会議設置後に策定する条例のテーマを決定したが、全11回の会議中、最初の3回をテーマ選定に費やした。どちらの流れがよいのか今後、検討の必要がある。
2	委員数	・前回を踏襲して委員数を15人としたが、今後は会派構成や人数にこだわる ことなく、各会派から柔軟に参加希望を募る方法についても検討の必要が ある。
3	会議の位置づけ	・条例等において明確な位置づけがなされていない任意の会議体である。公費が支出できないことから、外部講師を招く際の費用を各委員から会費として徴収した。・会議の開催日について、本会議・委員会の日程を優先する中、これらの合間で開催したことから、委員にとってはスケジュール管理が不安定であったと思慮される。

2. 決算特別委員会のインターネット中継について

(1) インターネット中継の経緯

同市においては、平成17年9月定例会から議会のインターネット中継を行っている。

当初,本会議及び臨時会のみの中継だったが,広報機能の充実・強化を図るため,20年度に配信対象の拡大を検討し,21年9月定例会から決算特別委員会,22年2月定例会から予算委員会(当初予算審査部分のみ)の中継を行っている。

(2) 実施方法

① 使用機材	カメラ及びカメラ操作システム,マイク及びマイク操作システム エンコードPC,テロップ挿入用PC (議会中継システム)
② 人員体制	中継に直接従事する職員は2人 ・委員会室(1人):カメラ操作,必要に応じてマイクの音量調整など ・別室(1人):中継システムによるエンコード処理,テロップ挿入 このほか,議会中継の受託業者が,随時,サーバセンターで映像を監視

(3) アクセス実績, 経費

① アクセス数 (平成29年度)

	生中継	(参考) 録画中継
全体(本会議等含む延べ51日)	28,819件	16, 112件
決算(10日)	7,004件(※)	_

※本会議と同日開催あり。一部重複

② 経費

平成21年度 決算及び予算委員会の中継開始に伴うシステム改修費:約179万円 年間運用経費 委員会中継開始前:約288万円

委員会中継開始後:約448万円(約160万円増)

※インターネット中継開始前から庁内テレビで執行部向けに委員会の様子を放送していたことから、議会棟の設備としてカメラやマイク設備を既に備えていた。この映像をインターネット中継に利用しているため、カメラ等の導入費用は発生していない。

<参考>

平成30年度映像配信・運用管理業務(本会議含む)委託料 約370万円機器等賃貸借料(エンコードPCなど)約70万円計 約440万円

(4) 今後の課題

インターネット中継における手話通訳の導入について,他都市における先進事例も参考しなが ら検討していく。

3. 議場内スクリーンへの関連資料の映写について

(1) 実施に至る経過等

傍聴席から見ると議場内で質疑を行っている議員の顔が見えないこともあり、本会議の臨場感を出すとともに質疑中の議員の表情がわかりやすいよう、議場内に150インチの大型スクリーンを設置した。(平成22年9月定例会から使用)

このスクリーンを有効活用するため、本会議における関連資料もあわせて映写している。(22年12月定例会から映写開始)

(2) 使用機材,映写方法,映写する資料について

① 使用機材

書画カメラ、プロジェクター、スクリーン

- ② 映写方法
 - ・議場内の速記者が座るボックスの中に書画カメラが設置されており、事務局職員が質疑を行 う議員とタイミングを合わせて資料を手差しでスクリーンに映写している。

③ 資料

- ・映写するのは紙資料であり、議員が用意したものを映写している。 また、あわせて資料を拡大したパネル(概ねA3サイズ以上)を議員が用意し、市長等の執 行部に対し、掲示している。他の議員、傍聴者はスクリーンに映写された資料を見る。
- ・資料は必ず事前に議長に示して、著作権や肖像権、内容等に問題ないか確認を取った上で、 映写している。

④ 効果

・質疑をしている議員の表情が伝わる, 臨場感を出すという意味で, 議場へのスクリーン設置 は有効である。

また、映写する資料も内容がわかりやすいものであれば、見る者にとっても有効である。

- ⑤ 経費
 - ・使用機材の導入に当たり平成22年当時で約730万円を要している。

(3) 今後の課題

- ・大型のスクリーンではあるが、議員席や傍聴席からは距離があるので、資料内の細かい表や 地図など判別が難しい場合があり、議員からも改善についての要望が多々寄せられている。
- ・現在,議会改革推進特別委員会において議会のICT化について検討を続けており、今後, 市民にとってよりわかりやすい形でのスクリーンの活用方法を検討していく。





【議場内スクリーンの様子】

4. 市議会資料検索システムについて

- ・議会のICT化の一環として平成29年6月から稼働しており、本会議や委員会に提出された資料を検索、閲覧、ダウンロードできる。
- ・キャビネットをイメージした階層に開催日ごとのフォルダを設けて各資料が保管されている。
- ・議員が所有するパソコン,スマートフォン等の機器を議場内に持ち込み,検索システムに接続して会議資料を閲覧しながら質疑を行うといった事例もある。

なお、「さいたま市議会の本会議等における情報通信機器の使用に関する基準(平成29年6月7日施行)」において、情報通信機器の使用範囲や禁止事項、遵守事項等を定めている。

(参考:検索システムURL) https://www.powerfinder-asp.net/saitama/



←検索システムのトップページ

フォルダの表示 ↓



【釧路市】

議会改革について

- 1. 議会改革の検証及び評価
 - (1) 議会基本条例制定までの議会改革に関する取り組みの流れについて

議会改革等検討協議会

1	設置	市民に開かれた、わかりやすい議会を目指して検討を行うため、議長が各会派 に呼びかけて設置(平成19年6月~22年12月)
2	構成	各会派1人ずつ(7会派)及びオブザーバー3人(議長,副議長,議会運営委員会委員長)の計10人で構成
3	期間等	第1次: 平成19年6月~20年6月 →議会改革に関する当面の諸課題を集中的に見直した。 第2次: 平成20年10月~22年12月 →第1次協議における見直し項目の点検,議会基本条例制定に向けて の課題を重点的に整理
4	取り組み (主なもの)	 ・議員定数の削減 (平成23年4月実施の一般選挙から34人→28人) ・政務調査費支給額の減額(6万円/月→4万円/月) ・政務調査費の使途基準の明確化(取扱い要領を作成) ・請願,陳情の提出者からの申し出があれば委員会で趣旨説明ができることとした。(平成20年2月定例会から) ・本会議の委員長報告を採決結果のみの口頭報告とし,議席,理事者席,傍聴席へは審査概要を配付。報告時間が大幅に短縮した。(平成20年2月定例会から) ・議員ネームプレートの廃止(平成19年12月定例会から) など 〈第2次> ・議会基本条例の制定に向けた検討(条例素案の取りまとめ) ・議会機能の強化に向けた検討(本会議における一問一答方式の導入,反問権の付与) など

議会基本条例の制定

・第2次議会改革検討協議会において平成22年12月に議会基本条例(素案)をまとめ、最終答申として議長に提出。その後、条例素案に対するパブリックコメントを実施。

<パブリックコメントの概要>

1	意見募集期間	平成22年12月21日~23年1月20日
2	意見の件数	1件
3	意見の内容	説明責任を果たすため、また、本条例に実効性を持たせるため、地区ごとに市政報告や意見を交換する地区懇談会を明文化してほしい。
4	意見に対する 市議会の考え方	議会内で十分内容を調整した上で、要項等を定めて実施していくこととしており、今後の取り組みの中で整理していく。

・平成23年2月定例会中の議会運営委員会で条例案を提出することを確認し、2月定例会の最終本会議で条例案を提出し、全会一致で可決された。

(23年3月18日可決,同年4月1日施行)

(2) 議会改革の検証及び評価について

- ・平成23年の議会基本条例制定以降,27年4月までの任期における議会改革のさまざまな取り組みの進捗状況を議会自ら検証,評価し,その結果を取りまとめた資料をホームページ上で公開している。(検証結果は下表のとおり)
- ・取組項目ごとに評価シートを作成し、概要やこれまでの取組状況、成果、課題、今後の方向性 等をそれぞれ整理している。
- ・釧路公立大学の准教授(政治学,行政学)から、検証及び評価結果を踏まえた上での議会改革のあり方について、コメントが付されている。

<検証結果>

区分	整理番号	取 組 項 目	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	評価 (今後の) 方向性)
	1	委員会傍聴の拡充 ①委員会審査日程と付託案件の事前公表 ②控室でのモニター傍聴				•> •>	拡充
	2	議長交際費の公表				•>	継続
情報公開	3	委員会会議録の充実 ①委員会記録を全文記録とし、市議会ホームページで公表 ②会議録の早期作成			•	→	継続
1713	4	議会だよりのリニューアル	•	•			拡充
	5	本会議中継の拡充				\rightarrow	拡充
	6	政務活動費の領収書の公表の決定				•>	継続
	7	表決方法(改選後から起立表決を基本)の変更				•>	継続
<i>1</i> ÷	8	請願(陳情)者の趣旨説明の会議録への反映				•>	継続
住民参加	9	議会報告会等の実施 ①議会報告会 ②関係団体等との意見交換会	•		•	\rightarrow	拡充
	10	関係例規・先例・申合せ集の見直し					継続
	11	議員連盟等の結成			•	•	継続
機能強化	12	市議会ホームページの拡充 ①市議会ホームページのリニューアル ②市携帯サイト内に議会専用ページを開設	•	•		•>	拡充
化 	13	市議会フェイスブックページの開設(試行)				•	拡充
	14	議員提出による政策的条例		•			拡充
	15	一問一答方式の採用と反問権の付与	•			\rightarrow	継続

参照:釧路市議会ホームページ「議会改革の検証及び評価」

<評価シートの記載内容>(一例)

参照:釧路市議会ホームページ「議会改革の検証及び評価」

評価シート

取組項目	議会だよりのリニューアル 整理番号 4				
基本条例	第5条第1項、第6項(市民参加及び市民との連携)				
概 要	・議会の活動をわかりやすく知らせるため、紙面の見直しを行った。				
	H23. 2月定例会号	紙面サイズの大型化			
		(A4判からタブロイド判とし、文字を大きく見や	すくした)		
	H23. 6 月定例会号	質問議員の顔写真を掲載			
	H24. 9月定例会号	1面のカラー化			
	【説明】 ・発 行〜昭和47年創刊、年4回発行(定例会ごと) ・発行部数〜83,500部/回(H26年度)、全戸配布 ・配布方法〜①北海道新聞朝刊へ折り込み(広報くしろと併せて配布) ②戸別配布(北海道新聞購読者以外) ③町内会を通じて配布(阿寒・音別地区)				
成果	・見やすさの向上が図られた。				
経 費	作成委託費 約3,000千円(26年度釧路市予算)				
課題	・より充実した議会情報の発信と市議会に親しみを持ってもらうような紙面づくり。				
今後の	の · 市議会ホームページ、市議会フェイスブックページなどの媒体と連動し、広報の充実に努				
方向性	める。				





【議会だより】

(3) 議会改革に関する今後の課題

- ・より多くの市民に議会への関心を持ってもらえるための新たな仕組みづくりを検討する。
- ・委員会会議録の充実や議会だよりのリニューアル,本会議中継の拡充などの情報公開を中心と した外向けの発信に注目しがちだが,議員間討議など議会基本条例に位置づけられていながら まだ取り組めていない項目の実施に向けて、引き続き検討を続けていく。

2. 委員会会議録のホームページでの公開

- (1) 委員会会議録を全文記録とするまでの経過
 - ・従前は、委員会審査の「概要記録」を会期の最終日までに事務局が作成し、最終本会議におい て議場配付していた。本会議では各常任委員会の委員長は採決結果のみを口頭で報告し、「審 査概要は配付のとおりである」と発言していた。
 - ・当初、概要記録は数枚程度であったが、委員会で発言した議員からの内容修正や追加記載等の 要望がある中で年々ボリュームがふえ (ピーク時は10数枚), 最終本会議までの限られた時間 の中で委員全員に確認を取ることが現実的に難しくなっていた。
 - ・また、他都市の状況を調査したところ、委員会審査記録は全文記録が主流となっていた。
 - ・このようなことから、平成25年6月定例会から委員会会議録を全文記録へ改め、ホームページ で公開している。

(2) 会議録の作成期間

次定例会の開会1週間前までに作成するとともに、同じタイミングで市議会ホームページ「会 議録検索システム」上で公開している。

(3) 会議録作成委託料の推移

同市においては、会議録作成を業者に業務委託している。

年度	委託料	備考
24	2,796千円	本会議会議録作成のみ
25	5,316千円	以降、委員会会議録作成も含む
26	6,804千円	
27	7,014千円	
28	7,645千円	
29	7,332千円	

※参考:録音設備整備費(25年度) 407千円

3つの委員会室に新たにレコーダー、集音マイク、接続ケーブル等を設置

(4) 今後の課題

- ・録音データの音質が不明瞭である。市庁舎は昭和40年代に建設されており、録音を前提とした 構造になっていない。また、委員会室内の暖房機器から出る雑音をマイクが拾ってしまい、会 議録作成の際の音声確認に苦慮している。
- ・記録精度を向上させるため、録音設備等の充実が望まれる。



3. 本会議における一問一答方式による質問について

- (1) 質疑・一般質問に一問一答方式を導入
 - ① 概要
 - ・釧路市議会基本条例第7条第1項に位置づけられている。
 - ・平成23年6月定例会から実施
 - ・同市においては、議案に対する質疑と市政全般に関する一般質問とをあわせて「質疑・一般 質問」として実施している。
 - ・発言通告の際に,一括方式と一問一答方式を選択して行う。
 - ※どちらを選択するかは議員各自の判断となるが、30年2月定例会においては、質問者12人中10人が一問一答方式を選択
 - ・通告書には大項目のみの記載とし、質問の要旨は求めていない。
 - ・1回目の質問は議長側演壇に登壇して一括で質問し、2回目以降の質問は、議員側(最前列中央)に設置した質問席から行い、理事者の答弁は自席で行う。(一括方式の場合は全て議員側演壇に登壇)
 - ・質問時間は30分(答弁時間を除く。一括方式と同様)
 - ・質問回数は無制限(一括方式は1人3回まで)
 - ② 成果
 - ・1項目ずつのやりとりとなるため、市民(傍聴者)にとってはわかりやすい議会運営に繋がっている。
 - ・市長等と議員の論点が明らかになり、審議をより深く掘り下げて議論できる。

(2) 反間について

- ・釧路市議会基本条例第7条第2項に位置づけられている。
- ・反問の範囲は、議長の発言、議員提出議案などに関する内容の確認及び質疑、質問とする。
- ・代表質問,質疑・一般質問時における反問に対する議員の発言は,当該質問時間及び回数に含まない。
- ・反問の主な事例
 - ① 平成24年12月定例会(本会議):議員提出議案に関する質問に対し説明者(議員)が反問
 - ② 平成27年2月定例会(委員会):市長総括質疑において市長が反問

【参考】釧路市議会基本条例(抜粋)

(議長と市長等の職員の関係)

- 第7条 議会の本会議における質疑及び一般質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にする ため、一問一答の方式で行うことができる。
- 2 釧路市議会議長(以下「議長」という。)から本会議及び委員会への出席を求められた市長等の職員は、議員の発言、議員提出議案に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。